

渉外相続業務に関する実務者意見交換会

実務会員による事例発表について

「特別永住者 1 世の相続において、相続人の内、北朝鮮永住者がいたケース」

愛知行政書士会

金 恩瑩 会員

平成 29 年 12 月 15 日

渉外相続業務に関する実務者意見交換会

事例紹介

愛知県行政書士会

行政書士 金 恩瑩 (キム・ウニョン)

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目1-12

ダイアパレス伏見412号

TEL : (052) 212-8348

【事例】

相続人の中に「北朝鮮」在住者がいたケース

案件：遺産分割協議書の作成

不動産の相続登記を依頼された司法書士と共同受任

被相続人：1世の父（母はすでに死亡）

相続人：長男（韓国）【依頼者】

長女（日本：帰化）

二女（韓国）

※三女（韓国）北朝鮮在住

四女（父より先に死亡）＝ 夫（韓国）＋ 子2名（韓国）

《依頼の趣旨》

依頼人である長男からは、父が生前より40年前に帰還事業により北朝鮮に渡った三女を心配しており、もしもの時には三女に財産を残したいと強く希望していた。遺言書がないため、遺産分割協議書を作成して、北朝鮮にいる三女に財産を相続させたい。

三女とは二女が手紙のやり取りをしており、連絡は可能である。

《問題点》

1) **被相続人**の氏名の漢字1字が相違

韓国：「掇」 日本：「俊」

経過：被相続人の韓国除籍等に記載されている漢字と日本の住民票等の漢字が相違するため、同一人であることが認められない。被相続人は韓国で出生後に来日している1世であり、韓国書類の記載が優先されるため、韓国ソウル家庭法院（裁判所）へ改名（氏名の訂正）許可申請をするも、本人死亡を理由に棄却される。

不動産を含め相続財産すべてが日本にあり、10歳以降日本で居住し死亡している等の事案の状況や、記載の相違を生む特別永住者特有の歴史的な背景や事情等を「上申書」で説明し、韓国法院棄却決定文及び外国人登録原票等の資料を提出する。

2) 韓国籍である二女の戸籍（現：韓国家族関係登録簿）が2つある

本籍地（現：登録基準地）：①父の本籍地

②夫の本籍地

経過：本人もまったく知らなかった。どちらの本籍地が正しいのかを調査する必要がある。

それぞれの本籍地を管轄する役場へ問合せて相談。役場の調査の結果、婚姻により父から夫の籍へ移動した後も、何らかの原因で父の籍に残った状態で、2008年の戸籍から家登法へ移行時に婚姻前後に分かれて二つの登録簿が作成されたようだったこと。

職権により父の本籍地のものは閉鎖させ、夫の本籍地の書類を取得する。

3) 北朝鮮在住者三女の身分事項の相違

韓国： 名前：「春子」 生年月日：1955/1/1

日本： 名前：「秋子」 生年月日：1955/2/2

1975年に帰還事業で北朝鮮へ渡った時に外国人登録原票は閉鎖

本人は日本で出生、韓国へ出生届出済みにより国籍は「韓国」

韓国除籍及び家族関係登録簿もある

日本と韓国において氏名と生年月日が相違するため相続手続が困難

経過：韓国法院へ北朝鮮在住者が「改名」及び「訂正」許可申請権者でありえるかを確認

⇒ 本人は× 親族は○

長男を申請者として、改名許可申請書及び生年月日の訂正許可申請書を領事館経由でソウル家庭法院へ提出（氏名と生年月日を日本の原票記載へ訂正申請）

⇒ 「棄却」 「理由なし」（申請後6ヶ月）

本人は日本で出生後に帰還事業により北朝鮮へ渡って40年以上在住している状況や、相続人らと交流があり連絡が可能であること、身分事項の相違に関する事情等を「上申書」で説明し、韓国法院棄却決定文及び外国人登録原票等の資料を提出する。

《結果》

被相続人の意向に副う遺産分割協議書を作成→「北朝鮮」へ郵送（船便3ヶ月～）→本人署名押印+印鑑登録証明書を日本へ返送してもらおう（船便3ヶ月～）→法務局で相続登記手続等行なう。

●相続手続書類：被相続人及び相続人に関する

- ・韓国除籍謄本及び家族関係登録簿事項別証明書
- ・外国人登録閉鎖原票
- ・戸籍届出記載事項証明書（出生・婚姻・死亡）
- ・上申書及び韓国法院の決定文、その他

平成 29 年 12 月 15 日

渉外相続業務に関する実務者意見交換会

参考資料

愛知県行政書士会

行政書士 金 恩瑩 (キム・ウニョン)

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目1-12

ダイアパレス伏見412号

TEL : (052) 212-8348

在留資格「特別永住者」について

出入国管理及び難民認定法（入管法）は、外国籍を有する者が日本で在留するための在留目的やその活動内容により在留資格（28種）を定めており、いずれかの在留資格に該当しなければ日本に在留することは認められないですが、「特別永住者」は、この入管法の特例を定めた「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づく在留資格であり、入管法に規定する在留資格とは異なる法的地位を有しています。

■「永住者」と「特別永住者」の比較

在留資格	永住者	特別永住者
適用法令	出入国管理及び難民認定法 (入管法)	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (入管特例法)
来日時期	主に1980年以降	第二次世界大戦前後
在留資格 該当範囲	法務大臣が永住を認める者	平和条約国籍離脱者(※)で昭和20(1945)年9月2日以前から引き続き在留する者及びその直系卑属
許可基準	入管法に定める基準 (永住許可に関するガイドライン)	出生等の日から60日以内に申請
申請手続	永住許可申請	特別永住許可申請
申請先	地方入国管理局	居住する市区町村役場
身分証明書	在留カード (携帯義務あり)	特別永住者証明書 (携帯義務なし、提示義務あり)
身分事項等 届出先	地方入国管理局 (居住地に関する届出のみ市区町村役場)	居住する市区町村役場
退去強制	入管法第24条に定める退去強制事由に該当する者	特例法第9条に定める事項に限定 (国家的利益が侵害されるような重大な犯罪)
みなし再入国 有効期間	出国後1年以内	出国後2年以内
	ニューカマー	オールドカマー／在日

※平和条約国籍離脱者とは、1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した日本国籍保有者であった在日韓国・朝鮮人及び台湾人

■相続における準拠法

特別永住者の場合、被相続人の国籍・地域欄の表示が「韓国」又「朝鮮」である場合にその適用される本国法が異なります。

- ・ 「朝鮮」表示

朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法第45条の規定『不動産相続には、相続財産の所在する国の法を適用し、動産相続は被相続人の本国法を適用する。但し、外国に住所を有する共和国公民の動産相続には被相続人が住所を有していた国の法を適用する』の定めにより、被相続人が日本に住所を有し、かつその財産も日本にある場合には日本民法が適用される。

- ・ 「韓国」表示

韓国国際私法第49条1項の規定『相続は死亡当時の被相続人の本国法による』の定めにより、韓国民法が準拠法となる。但し、不動産については所在地法と規定しており（同法第49条2項）日本にある不動産については日本民法が適用される。

【韓国民法に定める法定相続人と相続分】

	韓 国	日 本
法定相続人	①直系卑属（子、孫…）+配偶者 ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹 ※①②ないとき ④4親等以内の傍系血族（おじおば、甥姪、いとこ等） ※①②③ないとき	①子+配偶者（孫は子がないとき） ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹+配偶者
法定相続分	①子 2/5 配偶者 3/5 ②直系尊属 2/5 配偶者 3/5 ③兄弟姉妹（人数で均分） ④4親等以内の傍系血族（人数で均分）	①子 1/2 ・ 配偶者 1/2 ②直系尊属 1/3 ・ 配偶者 2/3 ③兄弟姉妹 1/4 ・ 配偶者 3/4

《参考》★特別永住者の相続放棄における注意点

日本の民法に定める法定相続人の範囲は、第3順位の兄弟姉妹までであるが、韓国民法に定める法定相続人の範囲は、第4順位の「4親等以内の傍系血族」までとなっており、相続財産が負債等の消極財産が大きいために相続放棄をする場合、4親等以内の傍系血族まで相続放棄の問題が及ぶことになる。

また、相続財産が日本にある場合は国際裁判管轄権が認められ、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ相続放棄の申述をすることができる。

相続財産に韓国所在の不動産が含まれる場合は、韓国の家庭法院で手続をする必要がある。

■国籍・地域欄の表示「韓国」と「朝鮮」

特別永住者証明書の国籍・地域欄（以下「登録上の表示」と略します）に「韓国」又は「朝鮮」と記載されている表示とおりに準拠法が決定できない場合があります。

朝鮮半島出身という歴史性は同一であっても、登録上の表示が異なるに至った歴史的背景を時代の変遷と、出身地域の分断による帰属意識の問題など、特別永住者の国籍と本国法の決定における特殊な事情があります。

(1) 特別永住者の「国籍」と外国人登録上の「表示」の変遷

年表	主な出来事	国籍	外国登録上の表示
1910年	日韓併合条約 締結	「日本」	—
1945年	ポツダム宣言 受諾	「日本」	—
1947年	旧外国人登録令 施行 (後の外国人登録法：H24年廃止)	「日本」	一律「朝鮮」
1948年	朝鮮半島：「朝鮮民主主義人民共和国」 「大韓民国」 二国へ分離独立	「日本」	一律「朝鮮」
1950年	国籍法 施行 法務府民事局長通達五五四号により、 ※国籍表示「朝鮮」→「韓国」変更受付	「日本」	「朝鮮」「韓国」
1952年	サンフランシスコ講和条約発効	日本国籍 「離脱」	「朝鮮」「韓国」
1953年	朝鮮戦争休戦により南北分断 (朝鮮戦争：1950年～1953年)	—	「朝鮮」「韓国」
1965年	日韓基本条約 締結 (在日韓国人の法的地位協定)	—	「朝鮮」「韓国」
1966年	「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（入管特別法）」施行 外国人登録上表示「韓国」者に『協定永住資格』を付与 ※永住資格取得のため「朝鮮」⇒「韓国」へ変更者が増加	— 「韓国」 (韓国官憲発給の国籍証明書提出者)	「朝鮮」「韓国」
1991年	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」施行 外国人登録上表示「朝鮮」者も含め『特別永住者』に一本化（*）	「韓国」 (韓国官憲発給の国籍証明書提出者)	「朝鮮」「韓国」

（*）「特別永住者」には、台湾籍の永住者等も含まれる。

(2) 朝鮮半島出身者の「国籍」と「本国法」

サンフランシスコ講和条約発効(1952年4月28日AM10時30分)により、朝鮮半島出身者は日本国籍を離脱することになりますが、朝鮮戦争により、来日時はひとつだった祖国が二国へ分断されたことで、どちらに帰属意識を持つか、どちらの国を選択するかを迫られる難しい問題を抱えることとなります。

その後1965年に日本は韓国と国交を結び、外国人登録上「韓国」表示の者を「韓国」国籍と正式に認め、協定永住資格を付与しました。しかし、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とは現在まで国交を結んでおらず、外国人登録上「朝鮮」表示は国籍を示すものではなく、あくまで出身地域を示すものとされています。

では、「朝鮮」表示の場合に、「朝鮮」表示が国籍を示すものでないとすると、適用する本国法の決定が問題になります。そして本国法の決定においては国籍も決定しなければなりません。

人の国籍は、その国籍があるとされる国の法律によって決めることが定められています。(「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」第1条-2条) また、各国は「国籍法」においてその取得及び喪失について規定しています。

よって、「朝鮮」表示の者の国籍については、出身地域である朝鮮半島つまり現在の韓国と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のそれぞれの国籍法の規定により決定されることとなります。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の国籍法には、「共和国創建(1948年9月9日)以前に朝鮮の国籍を有していた朝鮮人及びその子であって、その国籍を放棄しない者は朝鮮民主主義人民共和国公民である(同法第2条1項)」と規定しています。

一方、韓国で国籍法が施行される前に制定された「国籍に関する臨時条例(1948年5月11日施行)」には「朝鮮人の父から生まれた子は朝鮮の国籍を有し、父不明又は無国籍の場合には母が朝鮮人であれば朝鮮の国籍を有する(第2条1-2)」と規定し、現在の国籍法には「出生時に父又は母が大韓民国の国民である者は出生により国籍を取得する(第2条1項)」と規定しています。これらの規定から、被相続人が両国樹立前から在留する朝鮮半島出身者で、且つ、登録上「朝鮮」表示の者であれば、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)及び韓国どちらの国籍も有すると言えます。

しかし、実務上の取扱いにおいては、いずれの本国政府発給の旅券その他国籍を証する正式文書を所持するかによって国籍及び本国法が決定されます。

たとえ、表示が「韓国」であっても、これら国籍証明書を所持していない場合(韓国へ出生届出をしていない等)は、当事者に最も密接な関係がある国として、現在及び過去の住所や近親者の居住地などの客観的要素、そして本人がどちらの国に帰属意識を明確に持っているかの主観的要素を考慮し本国法が決定されるとするのが国際私法上の通説となっています。

帰属意識を判断する資料の一つとして登録上の表示も含まれますが、その表示のみで本国法が決定されるものではありません。

(3) 「朝鮮」から「韓国」へ国籍変更者の増加

日本は 1950 年から登録上の表示を朝鮮から韓国へ変更することを認めてきました。現在も駐在韓国領事館発給の国籍証明書（在外国民登録簿謄本）を住所地の役場へ提出することで、住民票及び特別永住者証明書の国籍・地域欄の変更をすることができます。

近年は韓国籍へ変更する朝鮮籍者が増加しています。登録上の表示を韓国へ変更することのみで、その本人の帰属意識が簡単に変わるものではありません。

登録上の表示が本人の国籍を判断する客観的要素となっている側面は否定できませんが、上記のとおり、登録上の表示＝国籍と簡単に判断できない特殊な事情があることも実情です。

(4) 家族の「国籍」さまざま

特別永住者の世代交代が進むにつれ、子や孫世代（3世：40代～及び4世：20代～）の帰化申請や日本人との婚姻等により、家族たちの国籍をみると「日本」「韓国」「朝鮮」と混在しています。

■相続手続きにおける特別永住者ならではの問題

・身分事項の齟齬

韓国除籍及び家族関係登録簿事項別証明書の本人の人的事項について、日本の外国人登録又は住民票上の記載との間に相違が多い例

①氏名

- ・漢字一字が異なる、まったく別名など

②生年月日

- ・旧暦で出生届出をしたことによる相違など

③身分変動事項

- ・本人の出生事項はあるが、以後の婚姻や子の出生に関する身分事項の記載が一切ない。
- ・重婚状態や来日前の婚姻による子の発見など
- ・就籍等により親族関係が書類上中断されているなど

④その他

- ・「父」又は「母」が別人
- ・「男」なのに「女」と登録されているなど・・・